

平成29年3月29日
電力・ガス取引監視等委員会

卸電力取引所の業務規程変更認可に関する 意見聴取について回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見聴取を受けた卸電力取引所の業務規程変更認可に関する審査を行い、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」(平成120529資第16号)第1. 1. (44)に規定する基準に適合することを回答いたしました。

1. 概要

一般社団法人日本卸電力取引所は、経済産業大臣より卸電力取引所として指定されており、電気事業法第99条第1項の規定により、卸電力取引所は、業務規程の変更を行う場合には、経済産業大臣の認可を取得することとされています。

平成29年4月より、FIT法改正に伴うFIT電源の市場供出やネガワット取引等の新たな取組の開始に伴い、卸電力取引所の業務規程を変更する必要があるため、平成29年3月28日に卸電力取引所から経済産業大臣に対し、業務規程変更認可申請が行われました。

卸電力取引所の業務規程変更申請については、電気事業法第66条の10第1項第5号の規定により、電力・ガス取引監視等委員会の意見聴取事項とされているため、平成29年3月28日付けで経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会へ意見聴取が行われました。

本日、経済産業大臣から意見聴取のあった業務規程変更認可申請について、当委員会において審査を行ったところ、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」(平成120529資第16号)第1. 1. (44)に規定する基準に適合すると判断したため、経済産業大臣へその旨の意見を回答したことをお知らせいたします。

2. 添付資料

卸電力取引所の業務規程の変更の認可について(回答)

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局

取引監視課長 佐合

卸取引監視室長 田邊

担当者: 曾根、石澤、疋田

電話: 03-3501-1511(内線 4381~4)

03-3501-1552(直通)